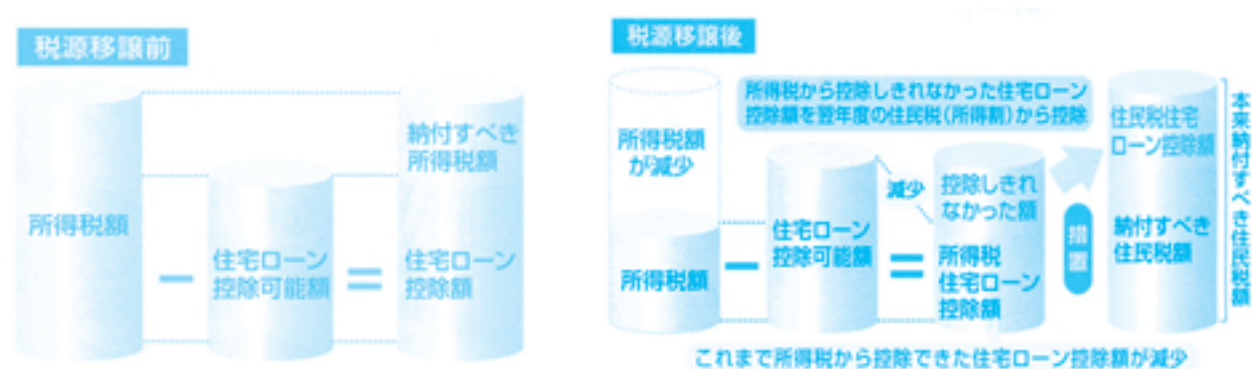


## 住宅ローン控除を受けている方へ

控除しきれなかった分は申告すると住民税（所得割）から控除されます。

平成 18 年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減額となったことによって、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



【地方税からの控除額】

住宅ローン控除額（注）  
税源移譲前の所得税額 } の小さい方の額 - 税源移譲後の所得税額  
（注）年末時点における住宅ローン控除可能額

平成 20 年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成 19 年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成 20 年 3 月 17 日までに、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を市税務課へ提出してください。 ※申告書は税務課に備え置いています。

【住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方の申告書の提出方法】

所得税の確定申告をされない方（給与所得のみで年末調整を受けられる方）…源泉徴収票を添付して市税務課へ提出  
所得税の確定申告をされる方…所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

## ◎給与所得の方（サラリーマンなど）で年末調整を済まされている方は…

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額』に金額が記載されている方が、申告の対象者となります。

平成19年度固定資産税第3期分、国民健康保険税第6期分、介護保険料（普通徴収）第6期分の納期限は **12月25日(火)** です。

納期内完納にご協力をお願いします。  
問合せ先：税務課税制係 ☎④ 8712

提出先・問合せ先：税務課税制係 ☎④ 8712

平成 20 年 4 月から 後期高齢者医療制度がスタート

## 平成 20・21 年度の保険料率が決定！

75 歳以上（一定の障害がある方で広域連合において認定を受けた 65 歳以上）の方が対象です

現在の老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担します。このたび、被保険者の皆さんにご負担いただく保険料率が決まりました。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| ■保険料率 | 均等割額 | 43,924 円 |
|       | 所得割額 | 8.07%    |

■一人当たりの保険料額

被保険者一人ひとりで等しく負担する応益分（被保険者均等割額）と、所得に応じて負担する応能分（所得割額）の合計額になります。所得割額の算定対象所得は、旧ただし書所得（＝総所得金額等－基礎控除 33 万円）を基準とします。保険料額は年 50 万円が上限となります。

|                 |    |          |
|-----------------|----|----------|
| 〔参考〕一人当たり平均保険料額 | 年額 | 81,400 円 |
|                 | 月額 | 6,783 円  |

一人当たりの保険料額＝

|          |   |                                |
|----------|---|--------------------------------|
| 均等割額     | + | 所得割額                           |
| 43,924 円 | + | (前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円) × 8.07% |

■保険料の軽減について

○低所得者への軽減について

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等に応じて、保険料の応益分（被保険者均等割額）について保険料が軽減されます。所得が確認できている被保険者については申請の必要がなく適用されます。未申告等で所得が確認できていない被保険者については、適用するためには簡易申告等が必要になります（同一世帯の世帯主も所得の確認ができていない場合は軽減されません）。

軽減の割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとに下表の基準によります。

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 7 割軽減 | 基礎控除額（33 万円）以下                                 |
| 5 割軽減 | 基礎控除額（33 万円）＋ 24.5 万円×被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）以下 |
| 2 割軽減 | 基礎控除額（33 万円）＋ 35 万円×被保険者数以下                    |

※国民健康保険と同様、当分の間年金収入につき公的年金等控除を受けた方について、高齢者特別控除（総所得金額等から 15 万円を控除）が適用されます。

○被用者保険の被扶養者への軽減について

資格取得日の前日において被用者保険（健保、船保、各共済）の被扶養者であった方は、資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の 5 割が軽減され、所得割は課せられません。さらに、平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料を徴収せず、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までは 9 割軽減されます。

■保険料の納め方

現在の 65 歳以上の介護保険料の納め方と同様に、原則として、年金から保険料が支払われる仕組みです（特別徴収）。ただし、

①年金額が年額 18 万円未満の方

②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の 2 分の 1 を超える方

③平成 20 年 4 月 2 日以降に新たに資格を得る方については、一定期間は、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市に対し、個別に納めていただくことになります（普通徴収）。

※現在、加入されている国民健康保険の保険料（税）、会社の健康保険の保険料に代わって、後期高齢者医療の保険料を納めていただくことになります。現在加入されている医療保険の資格は喪失することになり、保険料が二重にかかることはありません。

■保険料納付の開始時期

○特別徴収の方 平成 20 年 4 月 1 日現在で 75 歳以上の方であって、年金からの徴収の対象となる方については、平成 20 年 4 月支給分の年金から徴収が開始されます。

○普通徴収の方 平成 20 年 7 月から納めていただく予定です（今後市の条例で納期を決定します）。

■保険料額の通知

保険料額の決定通知書は平成 20 年 7 月にお送りします（特別徴収の方については、仮徴収額の決定通知書を平成 20 年 4 月初旬にお送りします）。

■被保険者証の送付について

後期高齢者医療の新しい被保険者証は平成 20 年 3 月下旬にお送りします（申請手続きは不要です）。平成 20 年 4 月 1 日以降に医療を受ける場合は新しい被保険者証で医療を受けてください。

問合せ先：国保健康課国保医療係 ☎④ 8721

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

〒 650-0021

神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1201 号

（センタ・プラザ 12 階） ☎ 078-326-2612

2008 お正月イベント開催  
1月3日(木)～6日(日) am10:00～pm5:00  
□肉まん □あんまん □飲み物 他

急募 事務員募集 致します。  
詳しくは担当 上利（あがり）まで お問い合わせください。

トステム住研グループ  
アイフルホーム 加西店  
(株) 三宅工務店  
TEL.0790-43-0711  
〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾314-1

アイフルホーム 展示場

お餅つき  
5日(土)限定  
pm1:00・pm3:00 (2回)  
（要予約）ご希望の方は担当 / 秋武までお電話ください。  
社員一同心よりお待ちしております。

地図